

毎週火・金曜日発行

# 山 口 県 報

平成 25 年  
9 月 27 日  
(金曜日)

## 山口県告示第三百八十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八十八条第三項の規定により、一定の水域を次のように定めた。

十六年山口県告示第八十二号は、廃止する。

平成二十五年九月二十七日

山口県知事 山本繁太郎

名	医療機関	在地	廢止年月日
小羽山薬局	宇部市南小羽町二丁目一九番一	平成二十五、八、一二	五号

平成二十五年九月二十七日

### ○告示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(長寿社会課)、漁業災害補償法第百八十八条第三項の規定による一定の水域の設定(団体指導室)、共同漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等(水産振興課)、船舶損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定船舶を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)。

### 目 次

### ○公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件) (県民生活課)	三
貸金業者の業務の停止(経営金融課)	四
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	四
一般競争入札の実施(物品管理課)	六
○雑報	
県報の正誤(平成十二年十一月二十四日山口県公安委員会規程第五号ほか一件)	一



## 山口県告示第三百七十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があつた。

加入区の名称	水 域
小島加入区	区第八号の漁業権に係る漁場の区域
彦島加入区	区第二十二号の漁業権に係る漁場の区域
下松加入区	区第二百三十一号、区第二百三十六号及び区第二百三十八号の漁業権に係る漁場の区域
森野加入区	区第二百五十六号及び区第二百五十七号の漁業権に係る漁場の区域
白木加入区	区第二百五十八号及び区第二百五十九号の漁業権に係る漁場の区域

二 小割り式一年魚はまち養殖業、小割り式二年魚はまち養殖業、小割り式三年魚はまち養殖業、小割り式一年魚たい養殖業、小割り式二年魚たい養殖業、小割り式三年魚たい養殖業、小割り式さけ・ます養殖業、小割り式二年魚ふぐ養殖業、小割り式三年魚ふぐ養殖業、小割り式一年魚かんぱち養殖業、小割り式一年魚かんぱち養殖業、小割り式三年魚かんぱち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式一年魚すずき養殖業、小割り式二年魚ひらめ養殖業、小割り式二年魚すずき養殖業、小割り式三年魚すずき養殖業、小割り式二年魚ひらめ養殖業、小割り式二年魚すずき養殖業、小割り式三年魚すずき養殖業

加入区の名称	水 域
奈古加入区	区第一号及び区第三号の漁業権に係る漁場の区域
小畠加入区	区第四号の漁業権に係る漁場の区域
大島加入区	区第五号の漁業権に係る漁場の区域
野波瀬加入区	区第六号の漁業権に係る漁場の区域
久津加入区	区第十一号及び区第十二号の漁業権に係る漁場の区域
和久加入区	区第十八号の漁業権に係る漁場の区域
黒井加入区	区第十九号の漁業権に係る漁場の区域
下松第一加入区	区第二百二十九号の漁業権に係る漁場の区域
下松第二加入区	区第二百二十八号、区第二百三十一号、区第二百三十二号、区第二百三十三号、区第二百三十五号に係る漁場の区域
長島加入区	区第二百四十一号の漁業権に係る漁場の区域
阿月加入区	区第二百四十二号の漁業権に係る漁場の区域
東三蒲加入区	区第二百五十一号の漁業権に係る漁場の区域
江ノ浦加入区	区第二百五十二号の漁業権に係る漁場の区域

らまさ養殖業、小割り式三年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式一年魚しまあじ養殖業、小割り式二年魚しまあじ養殖業、小割り式三年魚しまあじ養殖業、小割り式二年魚まはた養殖業、小割り式三年魚まはた養殖業、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業、小割り式二年魚めばる養殖業、小割り式三年魚めばる養殖業、小割り式四年魚めばる養殖業及び小割り式かわはぎ養殖業

片添加入区	区第二百五十三号及び区第二百五十四号の漁業権に係る漁場の区域
	区第二百六十号の漁業権に係る漁場の区域

### 山口県告示第三百八十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、共同漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等を次のとおり定めた。

平成二十五年九月二十七日

山口県知事 山本繁太郎

#### 一 免許の内容たるべき事項

- (一) 公示番号 内共第一号  
 (二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

第五種共同漁業 漁業の名称 漁業の時期  
 ク ク ク  
 あゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

かに漁業  
 こい漁業  
 うなぎ漁業  
 ふな漁業  
 マス漁業

#### (三) 漁場の位置

玖珂郡和木町及び岩国市並びに広島県大竹市及び廿日市市地先の小瀬川及びその支流

(四) 漁場の区域  
 次のAとBとを結んだ線から上流及びGとHとを結んだ線から下流の小瀬川、CとDとを結んだ線から下流の谷川、長谷川、日宛川、上大三郎川、石原川並びに温原川の区域（ます漁業については、EとFとを結んだ線から下流の小瀬川及びCとDとを結んだ線から下流の谷川の区域を除く。）

点の位置

- 基点A 玖珂郡和木町大和橋上流側右岸基部  
 B 広島県大竹市大和橋上流側左岸基部  
 C 岩国市小瀬小川津堰堤下流側右岸基部

二 免許予定年月日

(五)

関係地区

A 琴浦郡和木町及び岩国市（由宇町、琴浦町、本郷町、周東町、錦町及び美川町を除く。）並びに広島県大竹市及び廿日市市浅原

B 広島県大竹市弥栄ダム堰堤下流側右岸基部

C 岩国市美和町小瀬川ダム堰堤下流側右岸基部

D 広島県廿日市市小瀬川ダム堰堤下流側左岸基部

E 広島県廿日市市浅原新市井原橋下流側右岸基部

F 新市井原橋下流側左岸基部

G 岩国市美和町の区域に限る。）

D ノ ノ 小川津堰堤下流側左岸基部

E ノ 弥栄ダム堰堤下流側右岸基部

F 广島県大竹市弥栄ダム堰堤下流側左岸基部

G 岩国市美和町小瀬川ダム堰堤下流側右岸基部

H 広島県廿日市市小瀬川ダム堰堤下流側左岸基部

(三)

漁場の位置

(四)

漁場の区域

(五)

漁場の区域

(六)

漁場の区域

(七)

漁場の区域

(八)

漁場の区域

(九)

漁場の区域

(十)

漁場の区域

(十一)

漁場の区域

(十二)

漁場の区域

(十三)

漁場の区域

(十四)

漁場の区域

(十五)

漁場の区域

(十六)

漁場の区域

(十七)

漁場の区域

(十八)

漁場の区域

(十九)

漁場の区域

(二十)

漁場の区域

(二十一)

漁場の区域

(二十二)

漁場の区域

(二十三)

漁場の区域

(二十四)

漁場の区域

(二十五)

漁場の区域

(二十六)

漁場の区域

(二十七)

漁場の区域

(二十八)

漁場の区域

(二十九)

漁場の区域

(三十)

漁場の区域

(三十一)

漁場の区域

(三十二)

漁場の区域

(三十三)

漁場の区域

(三十四)

漁場の区域

(三十五)

漁場の区域

(三十六)

漁場の区域

(三十七)

漁場の区域

(三十八)

漁場の区域

(三十九)

漁場の区域

(四十)

漁場の区域

(四十一)

漁場の区域

(四十二)

漁場の区域

(四十三)

漁場の区域

(四十四)

漁場の区域

(四十五)

漁場の区域

(四十六)

漁場の区域

(四十七)

漁場の区域

(四十八)

漁場の区域

(四十九)

漁場の区域

(五十)

漁場の区域

(五十一)

漁場の区域

(五十二)

漁場の区域

(五十三)

漁場の区域

(五十四)

漁場の区域

(五十五)

漁場の区域

(五十六)

漁場の区域

(五十七)

漁場の区域

(五十八)

漁場の区域

(五十九)

漁場の区域

(六十)

漁場の区域

(六十一)

漁場の区域

(六十二)

漁場の区域

(六十三)

漁場の区域

(六十四)

漁場の区域

(六十五)

漁場の区域

(六十六)

漁場の区域

(六十七)

漁場の区域

(六十八)

漁場の区域

(六十九)

漁場の区域

(七十)

漁場の区域

(七十一)

漁場の区域

(七十二)

漁場の区域

(七十三)

漁場の区域

(七十四)

漁場の区域

(七十五)

漁場の区域

(七十六)

漁場の区域

(七十七)

漁場の区域

(七十八)

漁場の区域

(七十九)

漁場の区域

(八十)

漁場の区域

(八十一)

漁場の区域

(八十二)

漁場の区域

(八十三)

漁場の区域

(八十四)

漁場の区域

(八十五)

漁場の区域

(八十六)

漁場の区域

(八十七)

漁場の区域

(八十八)

漁場の区域

(八十九)

漁場の区域

(九十)

漁場の区域

(九十一)

漁場の区域

(九十二)

漁場の区域

(九十三)

漁場の区域

(九十四)

漁場の区域

(九十五)

漁場の区域

(九十六)

漁場の区域

(九十七)

漁場の区域

(九十八)

漁場の区域

(九十九)

漁場の区域

(一百)

漁場の区域

(一百一)

漁場の区域

(一百二)

漁場の区域

(一百三)

漁場の区域

(一百四)

漁場の区域

(一百五)

漁場の区域

(一百六)

漁場の区域

(一百七)

漁場の区域

(一百八)

漁場の区域

(一百九)

漁場の区域

(一百十)

漁場の区域

(一百十一)

漁場の区域

(一百十二)

漁場の区域

(一百十三)

漁場の区域

(一百十四)

漁場の区域

(一百十五)

漁場の区域

(一百十六)

漁場の区域

(一百十七)

漁場の区域

(一百十八)

漁場の区域

(一百十九)

漁場の区域

(一百二十)

漁場の区域

(一百二十一)

漁場の区域

(一百二十二)

漁場の区域

(一百二十三)

漁場の区域

(一百二十四)

漁場の区域

(一百二十五)

漁場の区域

(一百二十六)

漁場の区域

(一百二十七)

漁場の区域

(一百二十八)

漁場の区域

(一百二十九)

漁場の区域

(一百三十)

漁場の区域

(一百三十一)

漁場の区域

(一百三十二)

漁場の区域

(一百三十三)

漁場の区域

(一百三十四)

漁場の区域

(一百三十五)

漁場の区域

(一百三十六)

漁場の区域

(一百三十七)

漁場の区域

(一百三十八)

漁場の区域

(一百三十九)

漁場の区域

(一百四十)

漁場の区域

(一百四十一)

漁場の区域

(一百四十二)

漁場の区域

(一百四十三)

漁場の区域

(一百四十四)

漁場の区域

(一百四十五)

漁場の区域

(一百四十六)

漁場の区域

(一百四十七)

漁場の区域

(一百四十八)

漁場の区域

(一百四十九)

漁場の区域

(一百五十)

漁場の区域

(一百五十一)

漁場の区域

(一百五十二)

漁場の区域

(一百五十三)

漁場の区域

(一百五十四)

漁場の区域

(一百五十五)

漁場の区域

(一百五十六)

漁場の区域

(一百五十七)

漁場の区域

(一百五十八)

漁場の区域

(一百五十九)

漁場の区域

(一百六十)

漁場の区域

(一百五十一)

漁場の区域

(一百五十二)

漁場の区域

(一百五十三)

漁場の区域

(一百五十四)

漁場

# 山口県報

平成25年  
11月22日  
(金曜日)

(三)  
漁場の位置

岩国市及び周南市地先の錦川及びその支流

(四)  
漁場の区域

次のAとBとを結んだ線及びCとDとを結んだ線から上流並びにGとHとを結んだ線から下流の錦川並びにその支流の区域(ふな漁業については、EとFとを結んだ線から下流の錦川及びその支流の区域に限る。)点の位置

目 次

目 次

○告示  
共同漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等(水産振興課).....



山口県告示第四百五十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、共同漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等を次のとおり定めた。

平成二十五年十一月二十二日

山口県知事 山本繁太郎

一 免許の内容たるべき事項

(一) 公示番号 内共第三号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称

第五種共同漁業 あゆ漁業

うなぎ漁業

かに漁業

こい漁業

はや漁業

ふな漁業  
ます漁業

漁業の時期

一月一日から十二月三十一日まで

(五)  
関係地区

岩国市(小瀬、由宇町、玖珂町、周東町明見谷、周東町瀬越、周東町上久原、周東町下久原、周東町上須通、周東町下須通、周東町川上、周東町差川、周東町祖生、周東町田尻、周東町中山、周東町西長野、周東町横余地及び周東町用田を除く。)及び周南市(平成十五年四月二十日における徳山市大字須万及び大字金峰の区域、大字中須北、大字中須南、大字須々万本郷、大字須々万奥、大字勘地、大字長穂並びに大字八代に限る。)

設置した標識

設置した標識

設置した標識

設置した標識

基点A 岩国市門前川河口右岸に設置した標識

基点B 三角町一丁目東新開作護岸南東端に設置した標識

基点C 今津川河口右岸に設置した標識

基点D 今津川河口左岸に設置した標識

基点E 美川町根笠と同市美川町四馬神との錦川右岸における境界点に

基点F 美川町南桑と同市美川町四馬神との錦川左岸における境界点に

基点G 周南市大字金峰中国電力株式会社発電所堰堤右岸基部

基点H 中国電力株式会社発電所堰堤左岸基部

(三)  
漁場の位置

漁業の時期

漁業の時期

漁業の時期

漁業の時期

漁業の時期

漁業の時期

(四) 周南市及び下松市地先の錦川及びその支流  
漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流及びCとDとを結んだ線から下流の錦川及びその支流の区域（周南市菅野ダム堰堤から上流五〇メートルまでの区域を除く。）

点の位置

基点A	周南市大字金峰中国電力株式会社発電所堰堤右岸基部
B	〃 中国電力株式会社発電所堰堤左岸基部
C	〃 向道ダム堰堤右岸基部
D	〃 向道ダム堰堤左岸基部

関係地区

周南市（平成十五年四月二十日における徳山市大字須万及び大字金峰の区域、大字中須北、大字中須南、大字須々万本郷、大字須々万奥、大字筋地、大字長穂並びに大字八代に限る。）

(二) (一) 公示番号 内共第五号  
漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称  
第五種共同漁業 あゆ漁業  
うなぎ漁業  
こい漁業  
はや漁業  
ふな漁業  
ます漁業

漁業の時期  
一月一日から十二月三十一日まで

(二) (一) 公示番号 内共第六号  
漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称  
第五種共同漁業 あゆ漁業  
うなぎ漁業  
こい漁業  
はや漁業  
ふな漁業  
ます漁業

漁業の時期  
一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

周南市地先の錦川及びその支流

漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流の錦川及びその支流の区域

点の位置

基点A	周南市向道ダム堰堤右岸基部
B	〃 向道ダム堰堤左岸基部

関係地区  
周南市（大字大向、大字大道理及び平成十五年四月二十日における都濃郡鹿野町の区域に限る。）

(二) (一) 公示番号 内共第六号  
漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称  
第五種共同漁業 あゆ漁業  
うなぎ漁業  
こい漁業  
はや漁業  
ふな漁業  
ます漁業

漁業の時期  
一月一日から十二月三十一日まで

(二) (一) 公示番号 内共第七号  
漁場の位置

光市、周南市大字小松原、大字安田、大字中村、大字大河内、大字樋口、大字清尾、大字原、大字呼坂及び大字奥関屋、岩国市周東町、玖珂町及び由宇町並びに柳井市伊陸

漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流の島田川及びその支流の区域

点の位置

(五) 関係地区  
基点A 光市浅江六丁目島田川河口右岸護岸南東端から護岸沿いに北東へ四〇メートルの点に設置した標識  
B Aから一二五度六分の線上Aの対岸に設置した標識

(二) (一) 公示番号 内共第七号  
漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称  
第五種共同漁業 あゆ漁業  
うなぎ漁業  
こい漁業  
はや漁業  
ふな漁業  
ます漁業

漁業の時期  
一月一日から十二月三十一日まで

(四) 漁場の位置

周南市地先の錦川及びその支流

漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流の錦川及びその支流の区域

点の位置

基点A	周南市向道ダム堰堤右岸基部
B	〃 向道ダム堰堤左岸基部

関係地区  
周南市（大字大向、大字大道理及び平成十五年四月二十日における都濃郡鹿野町の区域に限る。）

## (三) 漁場の位置

防府市、山口市及び周南市地先の佐波川及びその支流

## (四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流の佐波川及びその支流の区域(CとDとを結んだ線及びEとFとを結んだ線と満水位の陸岸とによって囲まれた佐波川ダム貯水池並びにGとHとを結んだ線及びI、J、Kの各点を順次結んだ線と満水位の陸岸とによって囲まれた島地川ダム貯水池を除く。)

## 点の位置

基点A

防府市大字台道横曾根川左岸南端

B 大字西浦西浦開作北西端

C 山口市佐波川ダム堰堤右岸基部

D 佐波川ダム堰堤左岸基部

E 佐波川と滑川との合流点の佐波川左岸に設置した標識

F 佐波川と滑川との合流点の佐波川右岸に設置した標柱

G 周南市島地川ダム堰堤右岸基部

H 島地川ダム堰堤左岸基部

I 島地川ダム北端と杉ノ河内川との境界右岸に設置した標柱

J 島地川ダム北端と杉ノ河内川との境界左岸に設置した標柱

K 島地川ダム北端と島地川との境界左岸に設置した標柱

## (五)

関係地区

防府市、山口市(平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。)

並びに周南市大字馬神、大字米光、大字夏切、大字塙、大字高瀬及び大字巣山

## (三) 漁場の位置

山口市及び宇部市地先の樅野川及びその支流

## (四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流の樅野川及びその支流の区域(CとDとを結んだ線から下流の一の坂川を除く。)

## 点の位置

基点A

山口市名田島新聞作南西角に設置した標柱

B 山口市一の坂ダム堰堤右岸基部

C 一の坂ダム堰堤左岸基部

D 一の坂ダム堰堤左岸基部

E 一の坂ダム堰堤左岸基部

F 一の坂ダム堰堤左岸基部

G 一の坂ダム堰堤左岸基部

H 一の坂ダム堰堤左岸基部

I 一の坂ダム堰堤左岸基部

J 一の坂ダム堰堤左岸基部

K 一の坂ダム堰堤左岸基部

L 一の坂ダム堰堤左岸基部

M 一の坂ダム堰堤左岸基部

N 一の坂ダム堰堤左岸基部

O 一の坂ダム堰堤左岸基部

P 一の坂ダム堰堤左岸基部

Q 一の坂ダム堰堤左岸基部

R 一の坂ダム堰堤左岸基部

S 一の坂ダム堰堤左岸基部

T 一の坂ダム堰堤左岸基部

U 一の坂ダム堰堤左岸基部

V 一の坂ダム堰堤左岸基部

W 一の坂ダム堰堤左岸基部

X 一の坂ダム堰堤左岸基部

Y 一の坂ダム堰堤左岸基部

Z 一の坂ダム堰堤左岸基部

AA 一の坂ダム堰堤左岸基部

BB 一の坂ダム堰堤左岸基部

## (一) 公示番号 内共第九号

## (二) 漁業の種類 漁業の名称及び漁業の時期

## (三) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

## (四) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

## (五) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

## (六) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

## (七) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

## (八) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

## (九) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

## (十) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

## (十一) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

## (十二) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

## (十三) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

## (十四) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

## (十五) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

## (十六) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

## (十七) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

## (十八) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

## (十九) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

## (二十) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

次のA、B、Cの各点を順次結んだ線から上流並びにDとEとを結んだ線及びFとGとを結んだ線から下流の樅野川並びにその支流の区域

## 点の位置

C Bから二七〇度の線と山口市嘉川干見折川右岸との交点に設置した標識

D 山口市小郡下郷淋洗井堰右岸基部

E 小郡上郷淋洗井堰左岸基部

F 嘉川一般国道二号(小郡バイパス)干見折川橋りょう右岸基部

(一)	公示番号	内共第八号
(二)	漁業の種類	漁業の名称及び漁業の時期
第五種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第五種共同漁業	うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第五種共同漁業	かに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第五種共同漁業	はや漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第五種共同漁業	ふな漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第五種共同漁業	ます漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(五) G // // 一般国道二号（小郡バイパス）干見折川橋りょう左岸基部  
関係地区 山口市（平成十七年九月三十日における山口市及び吉敷郡小郡町の区域に限  
る。）

次のAとBとを結んだ線から上流及びCとDとを結んだ線から下流の厚狭川及び  
その支流の区域

点の位置 山口市 大字西高泊厚狭川橋左岸中央点

(一) 公示番号 内共第十号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類

あゆ漁業  
うなぎ漁業

漁業の名称

かに漁業  
こい漁業  
はや漁業  
ふな漁業

漁業の時期

一月一日から十二月三十一日まで

(五) 関係地区

山陽小野田市 大字西高泊厚狭川橋右岸中央点

D C // //

大字郡下津橋右岸中央点

// 下津橋左岸中央点

(一) 公示番号 内共第十二号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類

あゆ漁業  
うなぎ漁業

漁業の名称

かに漁業  
こい漁業  
はや漁業  
ふな漁業

漁業の時期

一月一日から十二月三十一日まで

(五) 関係地区

山陽小野田市（平成十七年三月二十一日における厚狭郡山陽町の区域に限る。）

B // //

及び美祢市（平成二十年三月二十日における美祢市の区域に限る。）

C // //

大字郡下津橋右岸中央点

// 下津橋左岸中央点

(一) 公示番号 内共第十一号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類

あゆ漁業  
うなぎ漁業

漁業の名称

かに漁業  
こい漁業  
はや漁業  
ふな漁業

漁業の時期

一月一日から十二月三十一日まで

(五) 関係地区

山陽小野田市（平成十七年三月二十一日における厚狭郡山陽町の区域に限る。）

A // //

及び美祢市（平成二十年三月二十日における美祢市の区域に限る。）

B // //

大字郡下津橋右岸中央点

// 下津橋左岸中央点

(一) 公示番号 内共第十一号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類

あゆ漁業  
うなぎ漁業

漁業の名称

かに漁業  
こい漁業  
はや漁業  
ふな漁業

漁業の時期

一月一日から十二月三十一日まで

(五) 関係地区

山陽小野田市（平成十七年三月二十一日における厚狭郡山陽町の区域に限る。）

C // //

及び美祢市（平成二十年三月二十日における美祢市の区域に限る。）

D // //

大字郡下津橋右岸中央点

// 下津橋左岸中央点

(一) 公示番号 内共第十一号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類

あゆ漁業  
うなぎ漁業

漁業の名称

かに漁業  
こい漁業  
はや漁業  
ふな漁業

漁業の時期

一月一日から十二月三十一日まで

(五) 関係地区

山陽小野田市（平成十七年三月二十一日における厚狭郡山陽町の区域に限る。）

E // //

及び美祢市（平成二十年三月二十日における美祢市の区域に限る。）

F // //

大字郡下津橋右岸中央点

// 下津橋左岸中央点

(一) 公示番号 内共第十一号

(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類

あゆ漁業  
うなぎ漁業

漁業の名称

かに漁業  
こい漁業  
はや漁業  
ふな漁業

漁業の時期

一月一日から十二月三十一日まで

(五) 関係地区

山陽小野田市（平成十七年三月二十一日における厚狭郡山陽町の区域に限る。）

G // //

及び美祢市（平成二十年三月二十日における美祢市の区域に限る。）

H // //

大字郡下津橋右岸中央点

// 下津橋左岸中央点

(五) 関係地区 F // / 木屋川ダム堰堤左岸基部

下関市(平成十七年一月十二日における下関市並びに豊浦郡菊川町及び豊田町の区域に限る。)及び美祢市(平成二十年三月二十日における美祢市の区域に限る。)

(二) (一) 公示番号 内共第十三号

漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種共同漁業 しじみ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

(三) (一) 漁場の位置

下関市地先の木屋川及びその支流

(四) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(五) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(六) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(七) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(八) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(九) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(十) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(十一) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(十二) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(十三) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(十四) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(十五) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(十六) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(十七) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(十八) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(十九) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(二十) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(二十一) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(二十二) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(二十三) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(二十四) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(二十五) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(二十六) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(二十七) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(二十八) 漁場の区域

下関市地先の木屋川及びその支流

(三) 漁場の位置 はや漁業 //

下関市豊北町及び豊田町地先の栗野川及びその支流

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流の栗野川及びその支流の区域に限る。)

(五) 関係地区 基点A 下関市豊北町大字栗野栗野橋右岸中央点

栗野橋左岸中央点

(六) 漁場の位置

下関市豊北町大字栗野栗野橋右岸中央点

(七) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(八) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(九) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(十) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(十一) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(十二) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(十三) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(十四) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(十五) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(十六) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(十七) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(十八) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(十九) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(二十) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(二十一) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(二十二) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(二十三) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(二十四) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(二十五) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(二十六) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(二十七) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(二十八) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(二十九) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(三十) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(三十一) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(三十二) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(三十三) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(三十四) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

(三十五) 漁場の区域

栗野橋左岸中央点

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
(三) 漁場の位置	かに漁業 はや漁業	" " "
(四) 漁場の区域	長門市地先の深川川及びその支流	長門市地先の深川川及びその支流
(五) 関係地区	萩市(三見、大井、相島、大島、尾島、羽島、肥島、櫃島、見島、大字上田万、大字下田万、大字江崎、大字上小川東分、大字上小川西分、大字中小川、大字下川、大字須佐、大字弥富上、大字弥富下、大字鈴野川及び大字紫福を除く。)及び山口市(平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る。)	萩市(三見、大井、相島、大島、尾島、羽島、肥島、櫃島、見島、大字上田万、大字下田万、大字江崎、大字上小川東分、大字上小川西分、大字中小川、大字下川、大字須佐、大字弥富上、大字弥富下、大字鈴野川及び大字紫福を除く。)及び山口市(平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る。)
(一) 点の位置	次のAとBとを結んだ線から上流の深川川及びその支流の区域	次のAとBとを結んだ線から上流の深川川及びその支流の区域
(二) 基点A	長門市東深川妙見山南西端に設置した標柱	長門市東深川妙見山南西端に設置した標柱
(二) 基点B	西深川深川川河口左岸防波堤基部	西深川深川川河口左岸防波堤基部
(五) 関係地区	長門市(通、俵山、三隅上、三隅中、三隅下、日置上、日置中、日置下、日置野田、日置蔵小田、油谷久富、油谷新別名、油谷河原、油谷伊上、油谷蔵小田、油谷津黄、油谷後畑、油谷角山、油谷向津具上、油谷向津具下及び油谷川尻を除く。)	長門市(通、俵山、三隅上、三隅中、三隅下、日置上、日置中、日置下、日置野田、日置蔵小田、油谷久富、油谷新別名、油谷河原、油谷伊上、油谷蔵小田、油谷津黄、油谷後畑、油谷角山、油谷向津具上、油谷向津具下及び油谷川尻を除く。)
(一) 公示番号	内共第十七号	内共第十七号
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の種類 漁業の名称	漁業の種類 漁業の名称
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	あゆ漁業 うなぎ漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで
(一) 公示番号	内共第十八号	内共第十八号
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の種類 漁業の名称	漁業の種類 漁業の名称
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	あゆ漁業 うなぎ漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	かに漁業 はや漁業	かに漁業 はや漁業
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	" "	" "
(三) 漁場の位置	萩市及び阿武郡阿武町地先の大井川及びその支流	萩市及び阿武郡阿武町地先の大井川及びその支流
(四) 漁場の区域	次のAとBとを結んだ線から上流の大井川及びその支流の区域(萩市大字吉部下の区域内に存する大井川の支流の区域を除く。)	次のAとBとを結んだ線から上流の大井川及びその支流の区域(萩市大字吉部下の区域内に存する大井川の支流の区域を除く。)
(五) 関係地区	基点A 萩市大井山陰本線鉄橋右岸中央点 B 山陰本線鉄橋左岸中央点	基点A 萩市大井山陰本線鉄橋右岸中央点 B 山陰本線鉄橋左岸中央点
(一) 公示番号	内共第十九号	内共第十九号
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の種類 漁業の名称	漁業の種類 漁業の名称
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	あゆ漁業 うなぎ漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで

(一) 公示番号	内共第十九号	C " 大字平安古町玉江橋右岸東角
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の種類 漁業の名称	D " 大字山田玉江橋左岸西角
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	あゆ漁業 うなぎ漁業	" " "
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで
(一) 公示番号	内共第二十号	(五) 関係地区
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の種類 漁業の名称	萩市(三見、大井、相島、大島、尾島、羽島、肥島、櫃島、見島、大字上田万、大字下田万、大字江崎、大字上小川東分、大字上小川西分、大字中小川、大字下川、大字須佐、大字弥富上、大字弥富下、大字鈴野川及び大字紫福を除く。)及び山口市(平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る。)
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	あゆ漁業 うなぎ漁業	萩市(三見、大井、相島、大島、尾島、羽島、肥島、櫃島、見島、大字上田万、大字下田万、大字江崎、大字上小川東分、大字上小川西分、大字中小川、大字下川、大字須佐、大字弥富上、大字弥富下、大字鈴野川及び大字紫福を除く。)及び山口市(平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る。)
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	かに漁業 はや漁業	萩市(三見、大井、相島、大島、尾島、羽島、肥島、櫃島、見島、大字上田万、大字下田万、大字江崎、大字上小川東分、大字上小川西分、大字中小川、大字下川、大字須佐、大字弥富上、大字弥富下、大字鈴野川及び大字紫福を除く。)及び山口市(平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る。)
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	" "	" "
(三) 漁場の位置	萩市及び阿武郡阿武町地先の大井川及びその支流	萩市及び阿武郡阿武町地先の大井川及びその支流
(四) 漁場の区域	次のAとBとを結んだ線から上流の大井川及びその支流の区域(萩市大字吉部下の区域内に存する大井川の支流の区域を除く。)	次のAとBとを結んだ線から上流の大井川及びその支流の区域(萩市大字吉部下の区域内に存する大井川の支流の区域を除く。)
(五) 関係地区	基点A 萩市大井山陰本線鉄橋右岸中央点 B 山陰本線鉄橋左岸中央点	基点A 萩市大井山陰本線鉄橋右岸中央点 B 山陰本線鉄橋左岸中央点
(一) 公示番号	内共第二十号	六
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	漁業の種類 漁業の名称	
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	あゆ漁業 うなぎ漁業	
(二) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	一月一日から十二月三十一日まで	

" "

かに漁業  
ます漁業

" "

(二)

漁場の位置

萩市地先の田万川及びその支流  
漁場の区域

次のAとBとを結んだ線から上流の田万川及びその支流の区域（阿武郡阿武町の区域内に存する田万川の支流の区域を除く。）

点の位置

基点A

萩市大字上田万椿橋右岸北角から護岸沿いに北へ八・五メートルの点に設置した標識

B " 大字上田万椿橋左岸北角から護岸沿いに北へ九・八メートルの点に設置した標識

(五) 関係地区

萩市大字上田万、大字下田万、大字江崎、大字中小川、大字下小川、大字上小川東分、大字上小川西分、大字須佐、大字弥富上、大字弥富下及び大字鈴野川並びに阿武郡阿武町大字福田上

免許予定年月日

平成二十六年四月一日

漁業権存続期間

平成二十六年四月一日から平成三十六年三月三十日まで

(四) 免許申請期間

平成二十六年一月六日から同年二月十四日まで

付記

漁場図閲覧場所

山口県農林水産部水産振興課

山口県下関水産振興局並びに山口県柳井水産事務所、山口県防府水産事務所及び山口県萩水産事務所

山口県内水面漁場管理委員会事務局

# 山口県報

平成30年  
7月27日  
(金曜日)

地域 岩国市周東町  
平成三十年七月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

## 山口県告示第二百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成三十年七月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

一 保安林予定森林の所在場所  
萩市大字山田字九郎坊二三五〇、二三五二、字植木浴口二三五三、字植ノ木二三五四、一三五五、一三五七、一三五八、一三六一から一三六三まで、字東九郎坊二六七三、二七五、二七三一、川上字中籠尾三〇〇三

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)  
農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。  
農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。

## 山口県告示第二百七十二号



山口県税賦課収納条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)第十八条第一項の規定に基づき、次の地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納稅義務者又は特別徵収義務者については、地方税法(昭和二十六年法律第二百二十六号)又は県税に関する条例に規定する申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限が平成三十一年七月五日以降に到来するもの(個人の県民税、自動車取得税、自動車税(賦課期日後に納稅義務が発生したものに限る。)及び狩獵税に係るもの)を除く。)に係る当該期限を別に指定する期日まで延長する。

## 山口県告示第二百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成三十年七月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 保育林の所在場所  
美祢市美東町大田字矢櫃五三第一

## 二 指定の目的

水源の涵養

## 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をことができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 保安林の所在場所  
下関市菊川町大字久野字柳原二七八、字大浴二八七、字つづり浴一九六、字水上三四四の八六、大字阿内字東薫木二〇九三の七四
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。  
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次とのとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第二百七十五号**  
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業権の免許の内容たるべき事項、申請期間等を次のとおり定めた。

平成三十年七月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業権の免許の内容たるべき事項、申請期間等を次のとおり定めた。

平成三十年七月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

一 免許の内容たるべき事項  
(一) 公示番号 内区第一号(二) 漁業の種類等  
1 漁業の種類 第二種区画漁業  
2 漁業の名称 あまご養殖業(三) 漁業の時期  
3 漁業の位置 一月一日から十二月三十一日まで  
山口市大原湖(四) 漁場の区域  
た区域 次のAとBとを結んだ線、CとDとを結んだ線及び満水位の陸岸によつて囲まれた区域点の位置  
基点A 山口市徳地野谷佐波川ダム堰堤右岸基部  
B ツクツク 佐波川ダム堰堤左岸基部  
C クク 大原湖と滑川との合流点の佐波川右岸に設置した標柱  
D ツクツク 大原湖と滑川との合流点の佐波川左岸に設置した標識

(五) 地元地区  
山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。）

(一) 公示番号 内区第一号  
1 漁業の種類等  
2 漁業の名稱 うなぎ、わかさぎ養殖業  
3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで  
(二) 漁場の位置  
宇部市小野湖

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業権の内容たるべき事項、申請期間等を次のとおり定めた。

次のAとBとを結んだ線、CとDとを結んだ線、EとFとを結んだ線及び満水位の陸岸によって囲まれた区域

点の位置

(五) 地元地区	B C D E F	宇部市大字木田厚東川ダム堰堤右岸基部 大字小野厚東川ダム堰堤左岸基部 大字東吉部長小野堰堤右岸基部 大字小野長小野堰堤左岸基部 字中牧ヶ原堰堤右岸基部 字あせりヶ谷堰堤左岸基部
字部市		

公示番号 内区第三号

(一)

漁業の種類等

漁業の種類 第二種区画漁業

漁業の名称 わかさぎ養殖業

漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(二)

漁場の位置

下関市豊田湖

漁場の区域

次のAとBとを結んだ線、CとDとを結んだ線、EとFとを結んだ線及び満水位の陸岸によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市豊田町大河内木屋川ダム堰堤右岸基部

B ク ッ 木屋川ダム堰堤左岸基部

C ク 豊田町大字地吉字向原木屋川右岸におけるDの対岸に設置した

標柱

D 木屋川左岸における長門市と下関市との境界点

E 下関市豊田町大字今出字石原田一五八七白根川右岸に設置した標柱

F ク ッ 字古屋敷一六〇四白根川左岸に設置した標柱

(五) 地元地区

下関市(平成十七年二月十一日における豊浦郡豊田町の区域に限る。)

免許予定年月日

平成三十年十一月一日  
漁業権存続期間

平成三十年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

免許申請期間

平成三十年七月一日から同月三十一日まで

漁場図閲覧場所

山口県農林水産部水産振興課

山口県農林水産事務所及び山口県美祢農林水産事務所の水産部並びに山口県下

関水産振興局

山口県内水面漁場管理委員会事務局

山口県告示第二百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、美祢都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年七月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

一 施行者の名称

美祢市

二 都市計画事業の種類及び名称

美祢都市計画下水道事業美祢市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十五年十一月十八日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

美祢市伊佐町伊佐、大嶺町東分、大嶺町北分、大嶺町西分及び大嶺町奥分

五 事業地

昭和五十五年十一月十八日から平成三十七年三月三十一日まで



(一六三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十一年三月十六日山口県公告(四二二)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市

から意見を聽きました。